

Title	幕末, 一老農の税制分析: 常陸国, 長島尉信の場合
Sub Title	On the land-tax analysis by a leading farmer in the last period of Tokugawa rule
Author	小室, 正紀
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.3 (1982. 6) ,p.471(243)- 491(263)
JaLC DOI	10.14991/001.19820601-0243
Abstract	
Notes	島崎隆夫教授退任記念特集号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820601-0243">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820601-0243</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 幕末、一老農の税制分析

—常陸国，長島尉信の場合—

小室正紀

## (一)

常陸小田村（現、茨城県筑波郡筑波町小田）は土浦の北西十軒余り，筑波山の南に位置する中世以来の大村である。<sup>(1)</sup> 晩年，田賦の学をもって幕末のこの地方に名を知られた老農長島尉信<sup>やすのぶ</sup>は天明一年（1871）に土浦藩領のこの村に生まれた。<sup>(2)</sup> 当時の小田村では三家が名主を勤めていた。尉信の生家はその一氏の小泉家であったが，享和二年（1802）に同村内の別の名主長島家の養子となり，名主職を十七年間勤めた。其後文政八年（1825）に嗣子に名主職を譲り，以後は慶応三年（1867）に没するまで農業経営の傍，古今の田賦の制の調査・研究を積み重ねた。

その間に，隣国の水戸藩が藩政改革に着手し，内外上下の意見を公募したが，尉信は天保九年（1838）に農政に関する時弊を記し，『田芹』と題して奉呈する。<sup>(3)</sup> これを契機として尉信は，天保十年（1839），水戸藩に「御土地郡方勤」として召抱えられ，天保検地にも係るのである。この改革は，幕末の日本の政治思想を先導した水戸学を背景とし，「言路開通」の方針の下に下士郡宰層の上書を重視し，また農村有志とも接触を保ち，彼等の支持と輿論を背景として改革の推進を試した側面があった。<sup>(4)</sup> 尉信もこの政治と思想の動向の中で水戸藩に徴された一人であったのである。<sup>(5)</sup> また，水戸検地終了後は，土浦藩に移り，元治一年（1864）に致仕するまで，検地をはじめとする地方関係の役務に就く。こうして尉信は，その後半生を農民であると同時に，<sup>じかた</sup>地方農政の一端の参画する老農

注（1）小田村の石高は，慶長七年の古検で，村高 1678.724石（田高 1083.93石，畑高 594.794石），寛文七年の検地で村高 2345.493石（田高1315.583石，畑高1029.91石）（「おたまき」巻四，49頁。巻五，63-65頁。巻八，96頁，104頁）。弘化二年の永引により村高2287.3石（田高1292.31石，畑高994.99石，外に新田見取場高24.836石）（「おたまき」巻十，126-129頁）。

（2）長島尉信の伝記については，木原老谷「郁子園墓表」，（木原守三郎編『老谷遺稿』，1901，土浦市立図書館蔵）所収。望月茂「長島尉信」，伝記学会編『伝記』巻八，1941。また長島の著作中の所々に散見される記事が参考となる。

（3）尉信の著作「負喧談 附録」（『日本経済大典』巻十六，602頁）に「戊戌の年奉呈せる田芹」とある。また「負喧談 自叙」には，天保十年に彰考館の学士の需めにより「田法負喧談」を記したともある。

（4）瀬谷義彦「水戸学の背景」，（『日本思想大系』巻五三，水戸学，岩波，1973）所収。

（5）尉信が水戸藩に徴された間の事情については，前掲「負喧談 自叙」で自から述べている。

出身の実務官僚として生活したのである。

一方、この長島尉信の知的関心は、非常に広汎なものであったようである。小田にある尉信の蔵書の所蔵目録によれば、尉信の蔵書は、単に、田制・農制関係の書物や史料にとどまらず、度量衡<sup>(6)</sup>、曆法、和算、貨幣・物価史、諸家系譜・故実、香取文書等の古文書・故記録、言語学的書物・記録、地誌・風土記、書誌学、考証学、国学（契沖、賀茂真淵、本居宣長、小山田與清）、四書五経とその註解書の如き漢学、蘭学者の著書、中江藤樹・熊沢蕃山、新井白石、伊藤東涯・荻生徂徠・太宰春台・服部南郭、三浦梅園、中井竹山、林子平、本多利明、松平定信、山県大弼等の著作、石門心学の書、水戸学（小宮山昌秀、藤田幽谷・東湖）、其他に医事・本草、農学、海外関係等の時事記録、和歌、謡曲、俳諧、狂歌、漢詩、書道、隨筆、神道、仏教など多岐に亘っている。また尉信と幕末のこの地方の知識人達との交遊も従来しばしば指摘されているところである<sup>(7)</sup>。

長島尉信のこのような経歴と社会的立場と知的関心を考慮した時、尉信は、幕末常州の老農の生活と思想的営為の特質を考察する上で興味ある一事例であると言える。例えば、尉信の蔵書に収められていたような諸学問・諸思想は、何故にこの一老農を引付けたのか。またそれ等はどのように彼に受容されたのか、そして彼の生活の場を経ることにより、いかなる思想の中に再構成されたのか。尉信の事例は、これ等の問題を考察する一助となると思われるのである<sup>(8)</sup>。

しかしながら、本稿は、長島尉信を一事例としてこのような視角から今後進める研究の基礎的作業にすぎない。またその課題も、主に尉信の租税論を整理分析することに限定されている。これは、尉信の著作の中心分野が、田制・農政・地方行政に関するものであり、さらにその核心は租税論であると考えられるからである。つまり、尉信の租税論は彼の思想を考える鍵となるものなのである。ところが、この租税に関する尉信の著作は、概して思想書というよりはむしろ実務的な地方書と呼ぶべき体裁をとっており、また多様な現実を常に念頭に置きながら書かれているため、細部となるとその記述は未整理で複雑難解な部分が少なくない<sup>(9)</sup>。しかしながら、実はこの実務的具体的で未整理な細部に彼の農政論の本質が、思わざる形で現われてくることもまたしばしばあるのである。したがってこれ等の実務的記述の細部の総合的検討によりあらためて尉信の農政論が目指していたも

注（6）長島俊三郎編「郁子園蔵書」、1963再録、斉藤茂氏蔵。

（7）前掲の望月茂「長島尉信」は、尉信を中心とした幕末地方知識人の交遊関係に光を当てたものである。其他に望月茂「佐久良東雄」、講談社、1942。中井信彦「色川三中の黒船一件記録について」、『史学』巻五十、巻五一、一・二・三号、1980、1981。

（8）この視角で課題を整理するにあたっては、中井信彦「歴史学的方法の基準」、塙書房、1973。柴田一「近世豪農の学問と思想」、新生社、1966。より多くの示唆を受けた。

（9）尉信の書き残したものは、現在筆者が確認した物で四十件余りである。その取扱う領域は（一）田制・農政・地方諸徴の問題に関するもの。あるいはこの問題のための基礎資料を分析したもの。（二）度量衡、（三）物価、（四）古文書考証、（五）家譜・系譜の考証、（六）以上の問題に関する聞見を中心に種々のことを書込んだ雑記の類、（七）詠草、（八）書簡等である。またこれ等の資料は内閣文庫、東大史料編纂所、静嘉堂文庫、東京国立博物館、土浦市立図書館、小泉新氏宅（筑波町小田）等に所蔵されている。

（10）尉信自身『おたまき』の題を解いて「……両端にて決して得ざるに相ひとしきくり言を重複継々よってをたまきと題

## 幕末、一老農の税制分析

のを分析することもできると考えられるのである。さらにまた尉信が、その農政論を展開する思惟様式や、その展開の背景となる諸学問・諸思想との関係も、この租税論から析出されるはずである。本稿では、このような点を考え、尉信の租税に関する現状認識・改良策・理想形態を、できるだけ整理された形で提示し、尉信の税制分析の視角を考察することを課題とするものである。

なお、尉信の田制・農政関係の著作は、郡庁等への上書として執筆されたもの<sup>(11)</sup>と、自分の親族や、ごく親しい者に自分の田賦の学を、特に小田村の場合を中心事例として伝えるために、書き残した著作<sup>(12)</sup>がある。後者に比して前者は「田法の極りたる所をいハざりし」(『おたまき』<sup>(13)</sup>巻十、149—アラビア数字は筑波町史本の頁数を示す。以下同。)と尉信が告白しているような面がないではない。そこで、本稿では、後者の分類に属する著作を分析対象とし、その中でも最も大部なものと考えられる『おたまき』全十三巻を中心として、考察をすすめることとしたい。

## (二)

長島尉信の税制分析を考えるに当っては、尉信が税制の基本的原則としていた「高のかぎり」という石高観を最初に見ておくのがよいであろう。「今の高は斂るかぎり輸すかぎりの高に候へハ高耆斛に粗耆斛かきり=候」(『おたまき』巻八、96)と尉信は石高を説明している。石高とは一般の地方書では公定土地生産高であるが、尉信の場合には、むしろ「斂るかぎり輸すかぎり」という納税限度額を表しているものと解釈するのである。しかも、この納税限度額には二つの意味がある。第一には、石高は本年貢として納る粗の量の限度を表していると考えられる。例えば田高0.5石の本年貢の上限は粗0.5石(米0.25石)であり、畑高0.5石の本年貢の上限は雑穀粗0.5石(雑穀米0.25石)というものである。ところで、本来は、雑穀米は稲の米より安価であったので、例えば、上記の畑方本年貢の雑穀米0.25石を稲に換算すると普通は米0.1石とか米0.2石とか、より少量の米にしか相当しない。そこで、第二には、田高と畑高が半々づつ含まれている持高一あるいは村高一を想定し、その場合には石高とは、賦や諸課役・村入用をも含めた総納税額(皆済)を稲の粗の量で表示しているものと考えられる。例えば、後出の表2-1のように田高0.5石、畑高0.5石、合計高1石の場合には、

し餘る」(『おたまき』綱領)と述べている。また滝本誠一博士は尉信の著「不算得失」を解いて「只だ惜むらくは行文難渋にして意義の通ぜざる所鮮しと為さず、著者の主旨を明にせんとすれば、反覆熟読の勞を執らざる可らず。」(『日本経済大典』巻四一)と評している。

注(11)「不算得失」(『日本経済大典』巻四一)、「負喧談」(『日本経済大典』巻十六)等はこの種のものである。

(12)本稿で主に分析の対象とする「おたまき」以外に、「小田考」(斎藤茂氏撮影写真、原本は小田の長島家所蔵と伝えられる)、「たらちのおたまもの」(小泉新氏蔵)などがある。

(13)長島尉信「おたまき」[本編；11巻3冊、1855(安政2)年・1862(文久2)年、浄書本]、[別録；1巻1冊、1856・57(安政3・4)年、文久三年小泉吉利写本]、小泉新氏(筑波町小田)所蔵。長島尉信「おたまき」、(斎藤茂也筑波町史編纂委員会編『筑波町史 史料集第三編』、筑波町史編纂委員会、1980)所収。

畑方の雑穀米も稲の米に換算すると本年貢は田畑合計米0.35石である。これに賦・諸課役・村入用を加えた皆済限度額が米0.5石、すなわち粃1石となるべきなのであり、石高1石とは、この粃の量を表しているという主張である。

さて尉信の年貢に関する様々な分析をこの原則を規準として整理してみると、二つの部分に大別できる。第一は、このように、納税額の規準となる石高が、収益の実勢に比して適正であるかどうかの問題である。第二は、既定の石高に対して、田畑それぞれの本年貢の斂り方や賦・村入用の加徴の仕方が上述の「高のかぎり」の原則に照して、適正であるか否かの問題である。以下、順を追ってそれぞれの問題に関する尉信の現状分析と主張を検討してみよう。

### (三)

「高のかぎり」が税制上不公平でないためには、まず第一に個々の田畑の平均的な収穫量・収益と石高と本年貢額の三者の間が一定の適正な率でなければならない。この率に関して尉信は、税制史の研究から「二十而五」(『おたまき』巻一、10)という古例を引き、収穫量の4分の1を本年貢として斂るのが和漢古今の定則であったと主張する<sup>(14)</sup>。例えば、平均収穫量が米(あるいは雑穀米)2石の耕地の場合には、本年貢米は米(あるいは雑穀米)0.5石であり、その土地の石高を高1石とするのが定則であるというのである<sup>(15)</sup>。

一方、田畑の土地生産力に関しては、勿論、場所や年により上下はあるが、その平均的な収穫量を尉信は「凡田一反米五俵(1俵米0.4石入、5俵は米2石、引用文中の( )内は筆者の註記。以下同様)とるを通とす」(『おたまき』巻十、137)と考え、またその根拠を示すために度量衡の単位の語源的意味の考証を行っている。例えば、「壹段といふハ壹人食の稻刈出す地面を一段一段に分るの義なり」(『おたまき』巻一、8)とあるように、尉信の考えでは、元来一反とは幾何学的測量で定められた面積の単位ではなくて、「壹人壹年食」(壹人壹年食は米2石)を刈出す耕地面積に付けられた単位であり、また同時に一農人が年間の農耕作業日数で耕作しうる広さでもある<sup>(19)</sup>。要するに、高1石は平均米2石を刈出す所に付される石高であり、平均米2石を産出する田畑の広さは1反であり、この高1石の本年貢は米0.5石というのが尉信の中正の原則となるのである。

注(14) この税率論は当時としては特殊。例えば『地方凡例録』では、収穫米15石の所の石高15石で取米7.5石である。(大石慎三郎校訂『地方凡例録』近藤出版社、1969、巻二上)

(15) この税率の正統性を尉信は歴史的考証により証明しようとしているが、この点については尉信の農政史観として別稿で扱うものとする。

(16) 同主旨の例「おたまき」巻一、10。

(17) 同主旨の例「おたまき」巻一、8。

(18) 「壹人壹年食の稻五十束とす」(『おたまき』巻一、8)、また(『おたまき』巻九、119)によれば、稻五十束より採れる米は2石。

(19) 「おたまき」巻六、75。

### 幕末、一老農の税制分析

それでは現実はどうであったか。尉信は畑方に関しては諸々の有利性があると考え、当時の年貢を弛めることは考えていない。それに対して田方の状況は問題のあるものであった。例えば、小田村の田方は弘化二年の永引以後、高1289.077石(新田仮高を含む)、その反別は1188.44反(新田を含む)であり、1反当り高1.09石、高1石当り275歩(1反=300歩)であった。この状況を上述の高1石1反という標準と比較して「狭きことかくの如し」(『おたまき』巻九、113)ととらえていた。また石高の軽重は単に耕地の総面積と高との関係のみでなく、村域の広さと高との関係でも考察されている。例えば小田村の場合には、村域を本田畑の総面積で割ると、本田畑1反(=300歩)につき村域651歩(村域1反当り高0.432石)ということになる。本田畑以外の351歩が御朱印地・除寺等と池(用水)・堀・往来などという社会資本とも呼べる場所であると計算する。ところが慶長古検の時には本田畑1反当り村域は900歩もあった(村域1反当り高0.3石)と推計している。つまり小田村の石高は社会資本に比較して相対的に過重になって来ているのである。このことを尉信は村の窮状と結びつけ「窮村=して人気伸さるハこれが為なるべし」と述べてもいるのである(『おたまき』別録、159-161)。

しかし、石高が中正標準よりも大きくても、1反当りの収穫量(反収)も多ければ過重な石高とはならない。ところが、尉信の観察によれば小田村の場合には、元禄以後の無手入により用水池の廃りがあり、且又山野が遠く馬糞も少なく、こやしも採にくい状況であるため標準の反収(米2石)には及ばない(『おたまき』巻八、97)のである。「予幼より本業を続き年々の収穫をためすに、一反五俵(米2石)まとめたる年はなく四俵半四俵(米1.6石~1.8石)なり」(『おたまき』巻六、83)という<sup>(21)</sup>のが平均的な小田村の収穫量であると考えていた。さらにまた、この反収の乏しさは用水や、採肥の便が悪いためばかりではなく「小田の如き狭地は五俵(米2石)とる中田さへ今ハなく……」(『おたまき』別録、168)とあるごとく「狭地」であることも原因と考えられている。この「狭地」とは検地により田が打詰められて、同じ一反とはいいいながら、実質的には、以前より狭くなっていることである。そしてこの狭地化の元凶を、尉信は寛文検地と考えた。「小田村田畑慶長御検地高千六百七拾九斛を寛文に打出し式千三百四拾五斛五斗に被定候ハ慶長の老反を老反四畝に増したるに候よって慶長の歩竿は大尺ニて老反の歩積ハ六尺歩の五百四歩の寛地に候を寛文に六尺歩の三百六十歩老反に打狭め候」(『おたまき』巻八、96)という認識である。ここには慶長古検の一反を寛いものと見すぎる傾向がないではないが、<sup>(22)</sup>ともかく、寛文検地では歩尺(竿)の短縮により一反が23%~

注(20) 弘化二年永引後の反別、石高について(『おたまき』別録、172)には反別1182.463反(新田を除くと1153.49反)、高1318.376石(新田を除くと高1292.203石)。また(巻十、126)には新田を除き反別1153.587反、高1292.31石。(巻九、113)には新田を加え1182.44反、高1289.077石とある。この例示した高1289.077石はおそらく新田除き高を誤って新田を含む高としたものであろう。またこれ等の高や反別の違いにより1反当りの高も(別録、172)では高1.111石と計算している。

(21) 小田村の反収についての同主旨の例は『おたまき』巻六、79。巻八、97。巻九、121。

(22) 慶長古検時の一反の広さを推計するにあたって、尉信はしばしば①慶長一寛文間に開墾による農地の拡大はなかった。

②したがって寛文に反数が増大したのは、もっぱら歩竿の短縮による打詰めである。の二点を前提としている(『おたま

29%程度狭くなったというのが尉信の主張なのである。<sup>(23)</sup>

以上要するに、尉信の分析によれば、小田村は、反当りの平均石高は中正より大きく（約1.09倍）、平均反収は中正より少ない（約0.9倍）。したがって石高当りの平均収穫量も当然少ない（約0.83倍）ことになるのである。

#### （四）

前節は小田村を全村単位で考えた場合であるが、これ等の分析は、同時に村内の個々の田についてのさらに立入った分析や、他村との比較と密接に組み合されている。そこで出てくる問題はほぼ以下のように分類して例示できる。(1)「村々の内慶長古検の村又後の地頭再検の村あり、依て同石もりにて高の軽重反畝に寛狭不同あり」(『おたまき』巻十, 149)。(2)「慶長の御検地村々の高に不均あり」(同上書, 巻二, 25)。(3)「今の村々検地の後久しけれハ田畝水帳にあふは稀ニて広狭ひとしからず不平の田ハたあり」(同上書, 巻十, 149)。(4)「定の石もりは二斗違のゆへニ収穫は壹俵(米0.4石)差の割にあたり農人懐合の損得まぬかれず」(同上)の四点である。

(1)は、知行所の離合集散の激しかったこの地域では、個々の村により検地の歴史が違う場合があり、そのことから、村々の間に不平不均があるという問題である。特に寛文検地により打詰められた村とそうでない村の間には、一反一反の広さに著しい違いがあると考えた。例えば、隣村大形村は慶長七年の検地であったが、慶長十五年に二給地に分離し、一方は寛文七年の検地により二割以上の打出しが行なわれた。しかし他方は、「一知行にはあらざるゆえ慶長古検のまま也」とあるように寛文の打詰めは行なわれなかった。この両者が幕末にはともに土浦領になっており一村内でありながら、一反の広さが違い、そこに「不均」の問題が起っていたのである<sup>(24)</sup>（『おたまき』巻五, 63）。

(2)は、慶長検地の施行時点ですでに発生していた問題である。尉信は、慶長検地の実施経過を研究し（『おたまき』巻四, 45）、慶長検地が「急速の御高定」（同上書, 巻六, 79）であったために、不備

き』巻五, 64。巻八, 96, 103。巻九, 151)。しかし、他方で、慶長—寛文間に隠田が増えたこと（『おたまき』巻五, 62）、諸方から小田に流民が入込み慶長の畑方に倍するほどになったこと（巻八, 103。巻十, 151）など新田畑開墾に関する記述もあり、先前提と矛盾する。したがって先前提は慶長古検の一反を、あえて広かったものと主張するためのものとも考えられる。

注 (23) 尉信の考証によれば寛文の歩竿は曲尺6.5尺、1反の歩数は曲尺の352歩～353歩（『おたまき』巻五, 64。巻八, 96, 103。巻十, 151, 159。別録, 162）。この狭地化の元凶として尉信の批判の対象とされた寛文の歩竿は、実は水戸天保検地の歩竿と同じ長さである（乾宏己「水戸藩の天保改革」、『茨城県史研究』23, 1972）。それに対して尉信は曲尺6.6尺の歩竿を以前より主張しており（前掲「負喧談」上, p. 550. pp. 564-565）水戸藩検地と意を同じくするわけではない。また、理想と考えた慶長の歩竿は、曲尺で7.1尺～7.78尺程度、歩数は曲尺の469歩～504歩と推計している（『おたまき』巻五, 64。巻八, 96。巻十, 151, 158。別録, 159, 162）。

(24) ただし、大形村の分析では、巻五と巻十で石高、打出し高に大きな相違がある。また巻十では、この村の中の「不均」の問題も、反畝の広さの違いでなく、取箇の違いと考えている。

また、このように慶長古検のまま寛文の村と寛文に打詰められて狭地となった村の例としては、古検のままの北条村（小田村の隣村）と寛文に打詰められた小田村の例を示している（『おたまき』巻十, 516-157）。

不均を残している点を指摘する。その一つは検地規準の不統一である。例えば、村によっては、縄打を行わずに文禄高をそのまま踏襲している(同上書、卷三、37、卷四、45)。また、ある村では「慶長の検地衆みなりに御高の多からんことを欲し」、上下に多大の負高をかけている。ところが別の村では「田畠広く高軽き」縄打ちを行なっている(同上書、卷三、39-41)<sup>(25)</sup>。しかも、このような慶長検地の不統一、不平は、その後の検地でも結局は正されずに幕末まで禍根を残している場合があると尉信は考えていた(同上書、卷四、57、卷五、65、別録、167)。

また慶長検地の石盛も問題であった。慶長の石盛は、郡単位の大まかなものであったために、村によっては実勢に一致しない場合が当初からあったからである<sup>(26)</sup>。そして今やこの一郡一整の石盛は諸弊の最たるものとなっていると尉信は考え、以下のように述べている。「薄地に十・十三の石もりを用いては、縄意用ひて一反をひろくする共収穫六俵半は弥勒年にも刈得べからず……猿壁・口の堀辺の土地の一反何程寛くとも、一反に六七束の稲刈とるべしとハおもハれず、此ゆへか天明時分より此辺亡戸多く、田畑ハ荒野と変し郡村帳に御高を存するのミ、これには百余の諸弊もつもり如此といふとも、大かたは石もり不平の基より衰ひたるへし」(同上書、卷六、<sup>(27)</sup>79)。

(3)は、検地後二百年の間に「畝段歩を売買のためにきりさき、地わけ譲り受の為に私に分けさばき飛麗交錯」(『おたまき』卷六、<sup>(28)</sup>78)とあるように、田畑の売買・分割等により高くなるい畝くるいが常態となっているという問題である<sup>(29)</sup>。

(4)は、十三、十一、十の二斗差の石盛が、上中下田の間の土地生産力の差に相応しないという問題である。例えば茨城・筑波両郡は一律に上田は十三、中田は十一、下田は中の三等の石盛が付けられていた。しかし実勢は「農人力を尽し、こやしを入、耕よければ下田ハ上田にまさる合毛を出し、其収穫も従って多く、又位は中田ニして下田に劣る稲あり、上田のいね下田に劣るもあり、また地面変して用水まはらざれば瘦地と成□下田に劣るもあり」(『おたまき』卷九、117-118)<sup>(30)</sup>というように、その後の土地生産力の変化により石盛に相応しなくなっていると考えた。特に上田の石盛十三は、1反当り石高1.3石で本米0.66石を納める(小田村の場合には取箇が引上げられているので0.66石

注(25) 尉信は慶長の割付帳を調べ、慶長の石高が軽かった村として那珂郡大岩村、茨城郡鳥の子村、久慈郡松平村を、また石高の重かった村として那珂郡中田井村を例示している(『おたまき』卷三、39-41)。

(26) ただし慶長検地では、この一郡一整の同一石盛を補うため薄地には「縄意」といって一反を広く測ることが配慮された。尉信は「(慶長の一反の)実地に広狭の差あるは(縄意を用い)施す度ニ長短あるゆへなり、土地人此御改の田畑を名受とし、是より御国沢をかふむり年を追て口数ふえ、従て慶長御縄外の間地又は荒所を墾し食を足す、ここにおいて田ハたの反畝ゆるまり邑々戸々ゆたかなり」(『おたまき』卷十、147)と慶長検地のこの点のある程度評価している場合もある。

(27) 同主旨の例、(『おたまき』別録、162)。

(28) 同主旨の例、(『おたまき』別録、170)。

(29) これは、藤田幽谷の『勸農或問』の中心問題でもある(『勸農或問』、『日本経済大典』卷三十三所収)

(30) 同主旨の例、(『おたまき』卷十、149)。

(31) 本来は、土味が等しく反収量が等しい田であっても、用水・交通等の利便により必要とされる労働力が違うことが考慮されて、上中下田の位付けがされるのが正しいと考えていた。しかし、この意味からも現状の石盛差は不適切な場合が多いことを指摘している(『おたまき』卷十、149)。



が本米)ということであるが、尉信の考えによれば、これだけの本米を負担する田の収穫米は、本米の四倍すなわち米2.64石はなければならない。しかし小田の上田一反の土地生産力の実勢から考えれば、「平均壹反の収穫米五俵(米2石)とるもむつかしきに、壹反六俵六分(米2.64石)の収穫割の御取つけは乍憚無法の御定」(『おたまき』巻九、116)という判断が示すように、とても、それだけの収穫は望めないものであった。また反面、この上田の石盛に比較すれば下田は土地生産力の上昇にもかかわらず、低い石盛を行なわれている所であり、「下田ハ軽きニ過るなり」(同上書、巻八、116)と考えられたのである。<sup>(32)</sup>

ところで、尉信は、田畑の利便・土味に合わせて上中下を定めることを「田量家の要務」と述べているが(『おたまき』巻十、149)、このような発言にもかかわらず、しばしば上中下田の生産力の差を無視して分析や立論を進めている。<sup>(33)</sup>このような土地生産力差の無視の中でも特に注目すべきものは「石盛相当の高」の考えである。「石盛相当の高」とは、ある村の上中下田の面積の構成比が三等分の時のその村の石高をいう。これに対してこの村と同面積でありながら上中下の構成比が0.25:0.35:0.4の村があったとすると、この場合には反当りの石高の小さい中田・下田の構成比が大きいのであるから、石盛相当の高より小さな石高となる。また反対に、同面積でありながら上中下田の構成比が0.4:0.35:0.25の村があったとすれば、この村は上田・中田の構成比が大きいのであるから、石盛相当の高より大きな石高となる。そして注目すべきことに、尉信は、小田周辺の村々の「高の苛きと甘きの差」をこの「石盛相当の高」より石高が大きいか小さいかだけで検討判断しているのである(同上書、巻十、150-151)。

しかし、同面積でありながら村々の石高に差があるのは、本来は、田畑の利便や土味により反収量、反収益が違っていたからであり、石高に差があったとしても、それは負担の軽重の規準とはならないはずであった。それにもかかわらず、ここで「石盛相当の高」が軽重の規準として使われるのは、上中下田の間の反収差が、もはや考慮すべきほどのものではない、という前提を尉信が立てていなければ成立しない考察である。そして、このような反収差の縮小を実勢と認識しているとすると、二斗差三等の石盛は、差が大きすぎ、はなはだ不平不均のものとなるわけである。

## (五)

ここまでの現状分析の中で長島尉信が認識した諸弊は、一反の広さが適正な度で測られているか

注(32) 新田や新田村も下田と同様な意味で、当時の石高は軽すぎるものとして問題にしている。例えば、新田村が熟田となっても軽税である例として飯田村をあげている(『おたまき』巻三、34)。

(33) 例えば、「おたまき」巻九、123)では高十八石持の農者を何人か想定し、その不担の不平を論じているが、その分析では各農人が耕作している田畑の広さのみが問題とされ、上中下の品位差はまったく無視されている。同様に上中下田の生産力差を無視した分析は、例えば(巻十、150、162、168)。

### 幕末、一老農の税制分析

否かの問題と、その一反に対する石盛の適否の問題のどちらかによるものであった。したがって、これらの諸弊の解決法としては、石高制の枠内で考えるならば、反畝を測り直し、またその田畑の収穫を査定し石盛をつけ直す方法があるはずである。すなわち新たな検地の施行である。しかし『おたまき』は検地の必要性について何カ所かで断片的に触れてはいるものの、現状下での公検地には大きな期待はかけていないように思われる。<sup>(34)</sup>

それに対して、『おたまき』で具体的かつ詳細に立案検討されているのは「百姓縄」である。<sup>(35)</sup>

「百姓縄」は、元来は、当時の税制上の諸弊に対して、村方内で小割付を修正して負担の不平等を改良するという現実的対応策であったが、『おたまき』では単にそれのみに止まらず、最も適正な税制を実証的にモデル化し、そこに理論的背景を与えることも目的としている。

前述のように、尉信の考える基準は、1反当りの収穫米2石、その石高1石、その場合の本年貢米0.5石（取箇五ツ）というものであった。百姓縄ではまず、この基準に適合するように、小田村全村合計の石高を修正するとどうなるかが推計される。すなわち、小田村の田高1石当りの反畝は平均275歩であった（p. 185）が、これは高1石当り1反という標準の広さの91.6%しかない。したがって小田の現行の高1石は、百姓縄では高0.916石相当として扱い、その本年貢は米0.5石ではなくて米0.458石とすべきであると主張している（『おたまき』巻九、115）。

ところで、尉信は、上述のような修正が可能であったとしても、以下のような問題が残ると考えた。すなわち、①小田の反収実勢は米1.6石—米1.8石であり、上で標準としている米2石の収穫は上田でも無理である。②上中下田の収穫量の差は石盛の差ほどはない。③村内の上中下田の面積比は、下田に比して上田が1.4倍ほど多い。そのために、小田村の田方1174.857反と同面積の田が「石盛相当の高」を付けられている場合には高1292石にしかならないのに、現実の石高は高1315.583石にのぼり、「石盛相当の高」より高23—24石程過重である。これらの三点に対して、尉信は、とりあえずは、村方により石盛を修正して対処すべきであると考えている（『おたまき』巻十、152）。そして、この石盛の修正は、「百姓縄」の中でも最も中心的な課題の一つであり、以下の三通りの石盛の修正法が検討されている。

第一案は、実際の石盛（上田13、中田11、下田9）を、不利な上田を一段下げ、相対的に有利な下田を一段上げ、各々12、11、10に修正するものである。この結果、下田の負担は重くなるが、それは「用捨」にできる範囲内であり、その反面、上田には「如此直さハ上田おき返るべし」と言える程

注 (34) 『おたまき』で検地の施行について積極的に述べられていないことに関して①『おたまき』が対象としていた読者は、第一に尉信の親類・子孫等の村役人層であり、検地を実行できる立場の者達ではなかったこと。②『おたまき』執筆時には、すでに尉信は水戸天保検地、土浦東崎・中城両町の検地を経験しており、公検地の施行がもたらすものについて尉信なりの現実的認識があったこと。この二点を考慮する必要がある。

(35) 「村人田畑ノ歩畝交錯シ不均ノ患ヲ抱キ苦シメトモ、官容易ニコレヲ正シ給ハざれば、是非なく百姓縄ヲ以テ直シヨリ外ノ術ナン」（『おたまき』別録、171）。外に役方は蔵入を減額する様にはしないので百姓縄を行うと主張としては（同上書、巻八、102）。

度のゆるみが生まれる。また、このように修正すると、小田村の田方全体としては石高1292.31石(永引跡)が高1280.99石に減じ、多少軽くなる(『おたまき』巻十、152-153)<sup>(37)</sup>。

ところで、この程度の引ならば、実現の可能性が乏しいものではないが、それだけに不十分な引でもある。尉信はそれを「いま此村の狭地をゆるめる＝足らず」(同上)と評価している。これに対して尉信が、小田村の実勢に適した理想の石高として算出したのは高1000石である。つまり上述の修正石高1280.99石のさらに78.1%に当る石高である。そしてこの理想の田高にするには、修正石盛12, 11, 10を各々0.781倍して、9.37, 8.59, 7.81とすべきであると主張している(同上)。

第二案は、下田の石盛はそのままにして、上・中田の石盛を下げ、11, 10, 9と修正し上中田の負担を軽減する案である。この石盛を小田の場合に適用して計算してみると、現実の田高1292.31石(永引跡、新田を除く)が、高1165.173石となり、高120-130石余り軽くなる(『おたまき』巻八、96。巻九、116。別録、172。)。また、この案の場合には、田方一反当りの平均石高もほぼ高1石となり、尉信の考えていた規準にも合致する結果となる(同上書、別録、172)<sup>(38)</sup>。

第三案は、石盛を五段階に改める案である。この修正案には、13, 12, 11, 10, 9の五段階の石盛(『おたまき』巻六、79, 82。巻八、111)と12, 11, 10, 9, 8(同上書、巻八、106)との二種類があるが、ともに第一、第二の修正案とはやや異なる発想に基づいている。第一、第二案はどちらも、上田と下田の間の石盛差を現行の半分に減らすというものであり、それは上下田間の収穫量の差が現実には縮小しているという現状認識に基づいていたと思われる。これに対して、第三案は、最上と最悪の田の間の石盛差は現行と同じであり、むしろ、その間の等級をより細かに位づけすべきであるという主張である。例えば、小田に関しては、「石盛三等は分域の長三四十丁の田畠の処には不相当なり、蓋これは国高の御定なれハ、其村ニ於ては五等にも四等にも石もりを直し、不均を直すへし、不均を直す仕方ハ百姓縄なり」(同上書、巻六、79)と、段階の細分化を主張している。つまり、小さな収穫量差に、より細かく対応すべきだとの主張である。

ところで、この場合の小田村の石高を尉信は、明示していないが、五段階各々の田の面積の比率を、最優等の田から順に19.5%, 19.6%, 19.6%, 21.6%, 19.6%と試算している(『おたまき』巻八、

注(36) (『おたまき』巻六、79)では、小田の田畑を合せて平均1反当り高0.96石と計算し、田畑の中正の取箇を0.48と考えている。

(37) 『おたまき』のこの部分の記述には多少計算違いがある。本稿では、前後の関係により計算違いを修正した数字をあげている。

(38) しかし、この田方石高の引でも、場合によってはまだ不十分と尉信は考えていたようである。先に、小田村の高1石は百姓縄では高0.916石相当に扱うべきであるという主張を終介した(p. 189)。尉信は上記修正石盛11, 10, 9を、この割合(0.916倍)でさらに引下げ、石盛10.08, 9.16, 8.24に修正する計算も行なっている(『おたまき』巻九、115)。そして、この場合には田方の総高はさらに減り、高1067.34石(永引、新田を除く)になるのである。ただし、これは、不相応に高い石高を標準的な石高に引き下げるということを、実は二重に行なうことになり、尉信の理論の文脈からは正しくない。しかしまた、その強引さだけに、田方減石の理論化に対する尉信の必死な思いを読み取ることもできるであろう。

106)。そこでこの面積比に従って石盛 13, 12, 11, 10, 9 の場合の田方総石高を計算してみると、約高 1265 石（永引跡，新田を除），また全体的に石盛を引下げ石盛 12, 11, 10, 9, 8 にした修正案では、約高 1150 石となる。したがってこの場合にも尉信は、第一案，第二案と同程度の 1150～1160 石ぐらいまでの引下げを妥当と考えていたように思われる。

さて以上は、田方の石盛の適否をめぐる百姓縄であったが、畑方に関しては、どのように考えていたのであろうか。尉信は、畑方の現行の三段階の石盛 10, 8, 6 に対して、石盛を 10・9・8・7・6 の五段階に改める「百姓縄」も試案してみている（『おたまき』巻六，79，82）が、最終的には、畑方に関しては「此村ノ上中下ノ土味懸隔ナレハ、石モリハ御制ノ俛ニテ然ルベシ」（同上書，別録，173）と現行の石盛を肯定している。ただし、この肯定は、全く疑問の余地のないものではない。

「沓ツ差ニすへきニ法の俛式ツ差ニてさし置、後人ノ勘考に任ス」（同上書，別録，168）とあるように、これは、むしろ消極的肯定ともいうべきものであったといえよう。<sup>(39)</sup>

（六）

田で見た百姓縄による田高の割引や石盛の修正は、あくまでも収穫が平常年並にある場合のものである。したがって、凶作年には、この石高がどのように割引されるかということが重要な問題であり、これは百姓縄の第二の大きな課題となつて<sup>(40)</sup>いる。

ところで、土浦藩は、原則的には、享保以降は定免制を採用していたが<sup>(41)</sup>、凶作時には畝引検見を行い作毛を定めることになっていた。しかし、実際には、凶作時であっても毛見が正確に行なわれることは、稀であった。例えば『おたまき』が書かれた安政二年の場合には「昔より御役所に伝へる御帳面の表ニて八九分の作毛と心計し給ふ」（『おたまき』巻八，98）とあるように、正確な毛見ではなくて、「心計」で作毛が定められているのである。

しかし、本来の畝引検見法とは、凶作時には歩刈を行い、一步当りの収穫量を調べ、これを、あらかじめ定められている平常年の収穫量（「合毛」，「根取の当り合」）と比較して損毛の程度を計算し、<sup>(42)</sup>引を決定するものであった。したがって、この種の毛見の場合には、規準となる合毛の如何により引が変ってくるものであり、尉信がもっぱら問題としたのも、この合毛であった。

尉信の指摘によると、表 1-1 に示したように当時の御仕法の合毛は、上田は畝 0.0088 石、中田は

注 (39) 同主旨の例、（『おたまき』巻十，149）。

(40) 石高・石盛の不適正は、常時作用しつづける「永久の害」であるのに対して、凶作は「年々の害にはあらず」して、凶作年にのみ作用する害であると考えている（『おたまき』巻十，149）。

(41) 「土浦市史」，土浦市史刊行会，1975，p. 398。

(42) 前掲「地方凡例録」，巻三上，p. 167。

籾0.00773石<sup>(43)</sup>、下田は籾0.00653石であった(『おたまき』巻八、97-98。巻九、113-115。別録、168)。

これに対して、適正な合毛は1歩当りの平常年収穫量に一致していなければならないと尉信は考えた。また尉信によれば、1反の平常年収穫量は、前述のように、御定則本年貢米の四倍であるのが古今の定則であった。そしてこの平常年反収を1反=300歩で割った値が適正な合毛であるべきだといっているのである。小田村の場合を例とすれば、平常年反収は、定則本米から逆算して上田は米2.64石、中田は米2.32石、下田は米1.96石でなければならないから、合毛は、各々その三百分の一、すなわち米0.0088石、米0.0077石、米0.00653石が正しいことになる。ただし、検見は一般には籾で行なわれていたので、この合毛の米は籾に換算しなければならない。この換算に際して、尉信は、一般の五合摺<sup>(44)</sup>とは異なり、「凡籾一升ははして八合=成、夫より米四合出は古今の通法」(『おたまき』巻八、97)という考証を展開し、毛見の籾は生籾であるという説を採る。そして生籾は、乾籾とは異なり、米の倍量ではなくて、2.5倍であると主張するのである。したがって、上中下田各々の適正な合毛は籾に換算すると籾0.022石、籾0.0193石、籾0.0163石ということになる(表1-1、百姓繩)。

表 1-1

(単位：石)

		上 田		中 田		下 田	
本 法 石 盛		13		11		9	
定 則 取 箇		0.508		0.527		0.544	
定 則 本 米		0.66		0.58		0.49	
合 毛 と 反 収		合 毛	1反収穫米	合 毛	1反収穫米	合 毛	1反収穫米
	御 仕 法	籾0.0088	米 1.32	籾0.00773	米 1.16	籾0.00653	米 0.98
	百 姓 繩	生籾0.022	米 2.64	生籾0.01933	米 2.32	生籾0.0163	米 1.96

表 1-2

		上 田		中 田		下 田	
百 姓 繩 石 盛		11		10		9	
百 姓 繩 取 箇		0.458		0.458		0.458	
百 姓 繩 本 米		0.503		0.458		0.412	
		合 毛	1反収穫米	合 毛	1反収穫米	合 毛	1反収穫米
百 姓 繩 合 毛 と 反 収		生籾0.0168	米 2.01	生籾0.0153	米 1.85	生籾0.0137	米 1.65

つまり、籾の量で比較すると、御仕法の合毛は、百姓繩合毛の四割の量にしかならない。このように大きな違いの原因に関して、尉信は、「世上の田法説ハ恐ラクハ天正ノ米高ト文禄ノ籾高ヲ混シ訛リ基トシテ今ノ毛見法ニ本米六斗ノ合法籾八合ヲ以テ行ふ訛ト成タル也」(『おたまき』別録、168)

注(43) 中田の合毛について、『おたまき』では巻八、98、巻九、113と巻九、114、117とでは0.0001石程度の違いがある。本稿では前後の関係から適切と思われる数値を採った。表1も同様である。

(44) 前掲「地方凡例録」巻二上、p. 89、巻三上、p. 167。なお本書によれば、尉信の生籾説は古法である。

### 幕末、一老農の税制分析

とあるように、米で測った量を粃の量と誤ったためと考えた。例えば、上田の合毛0.0088石は正しくは米での量であるのに、いつのまにか世上の田法では誤って粃0.0088石としてしまったのだと主張するのである。

そして、この誤った御仕法合毛によるならば、平常年の収穫量も、尉信案の半分ということになる(表1-1、御仕法)。したがって、凶作年であっても、御仕法合毛に比較して、歩刈された粃は決して少量とはならず、その結果、引も行なわれないことになるのである。例えば、本米が五斗の田に関して、尉信は、「米ナルヲ粃トミルハ此田ノマトメ式俵半(米1石)ノトシモ年貢ハ五俵(米2石)トル年ト同ク……蔵入サセベシトスル法歟」(『おたまき』別録, 169)のように、御仕法合毛の不当性を指摘している。

さて、それでは百姓縄合毛を基準とすると、御物成米は実際の場合とどのような差が出るであろうか。例えば、安政二年の不作の場合には、定則1967俵(永引, 新田を含)に対して、前述のような「心計」により1725俵の御物成米が申しつけられた(『おたまき』巻八, 96, 98, 101, 110。巻九, 113。巻十, 153)。ところが、百姓縄合毛を基準として作毛を検すると、上中下田各々、41%, 36%, 37%の畝引が行なわれることになり、田方全体としては、ほぼ定則の六割二分の御物成米で済むことになるのである。<sup>(45)</sup>

また前述のように、小田村の実勢に合わせて石盛を11, 10, 9に修正したり、高1石を高0.916石相当として扱う百姓縄を行う場合には、この百姓縄石盛が想定している平常年収穫量を規準として百姓縄合毛を計算提示することも行なっている(表1-2参照)(『おたまき』巻八, 100。巻九, 115, 116)。ただし、この場合にも安政二年の不作に関しては結果としては、約六割二分の御物成米となり、どちらの場合も、実際に行なわれた御物成米よりは、遥に引が出ることになるのである。<sup>(46)</sup>

### (七)

前節までの尉信の分析は、要するに、既定の石高が実勢に比して適正であるか否かの問題であった。これに対して、本節の問題は、田畑各々の一定の石高に対して、賦・諸課役・村入用を合せて、どれだけを皆済総額として納めるのが適正であるのかという問題である。前述のように、尉信は、田高0.5石、畑高0.5石、合計高1石を標準的な田畑の組み合わせの割合と考え、その時の総皆済額の限度を米0.5石と定めるのを「高のかぎり」の「本制」を主張した(表2-1、表2-〇-〇型の表記の時〇-〇は表2の横段のNo.を示す。以下同。)。では、田畑各々高0.5石ずつに対してそれぞれどれだけを

注(45)「おたまき」巻八, 100よりの計算。

(46) 論理的に矛盾した百姓縄案もある。例えば、石盛や取箇は実勢の反取に、合せて修正しておきながら、合毛は表1-1の百姓縄のものを引、引の割合を大きく計算したりしている(『おたまき』巻八, 100)。

納めて合計総皆済を米0.5石にするのか。これが、ここでの尉信の中心的問題なのである。またこれをさらに細分して考えてみると、田畑各々の本年貢の額の適否の問題と、本年貢外の「加徴」の割合の問題との二つに分けることができる。

第一の本年貢の額の適否の問題のうち、田方に関しては、前節までに見た通り、本年貢の算定規準となる田方石高の様々な引下げによって対策が立てられている。したがって、ここで問題として残るのは、畑方の本年貢である。畑方本年貢は、石高に取箇を掛け本年貢量を雑穀米として出し、さらにそれを一定の率（石代）で永に換算して納める。また、尉信の分析では、永1貫文=金1両

表 2

No.	A 石高			B 本年貢			C/B		C <sup>(a)</sup>			D/B	
	田	畑	合	田	畑	合	田	畑	田	畑	合	田	畑
1	0.5	0.5	1.0	0.25	0.1	0.35					0.45		
2-1	0.5	0.5	1.0	0.262	0.085								
2	0.5	0.5	1.0		0.088								
3	0.561	0.439	1.0	0.293	0.074								
4	0.565	0.435	1.0	0.295	0.076								
5	0.570	0.430	1.0		0.074								
6		0.5			0.082								
3	0.5	0.5	1.0	0.25	0.2	0.45							
4-1	0.5	0.5	1.0	0.25	0.1	0.35	1.22				0.428		
2						0.35	1.23				0.432		
3						0.35	1.25				0.436		
4	0.561	0.439	1.0	0.281	0.088	0.369	1.196				0.44		
5-1	0.565	0.435	1.0	0.295	0.071	0.366		1.05		0.074			1.380
2	0.565	0.435	1.0	(0.295)			(1.26)		0.372	0.076	0.448	(1.37)	
3	0.5	0.5	1.0	0.276	0.085	0.361		1.04		0.088			
4	0.561	0.439	1.0	0.293	0.074	0.367	1.285	1.04	0.376	0.077	0.453		
5		0.5			0.088			1.03		0.091			
6	0.560	0.440	1.0	(0.293)			(1.24)		0.363	0.080	0.443		
7	0.576	0.424	1.0	0.301			1.262		0.380	0.078	0.458	(1.399)	
8	0.570	0.430	1.0	(0.298)	0.074		(1.288)	1.04	0.384	0.077	0.474	(1.349)	1.392
9		0.5			0.1			1.04		0.104			
10	0.632	0.368	1.0	0.316	0.074	0.39	1.288	1.04	0.407	0.077	0.484		
6-1	0.561	0.439	1.0	0.281	0.088	0.369	1.278	1.170	0.359	0.100	0.459		
2	0.565	0.435	1.0	0.283	0.074	0.357	1.257	1.257	0.355	0.093	0.448	1.257	1.932
3	0.5	0.5	1.0	0.25	0.088	0.338		1.03		0.091	0		
4	0.561	0.439	1.0	0.281	0.088	0.369	1.158	1.397	0.325	0.123	0.448		
5	0.561	0.439	1.0	0.288	0.074	0.362	1.188	1.446	0.342	0.107	0.449		
6	0.5	0.5	1.0	0.25	0.1	0.35	1.3	1.3	0.325	0.130	0.455	1.428	1.428
7	0.561	0.439	1.0	0.281	0.088	0.367						1.37	1.36
7-1	0.267	0.733	1.0										
2	0.561	0.439	1.0	0.281	0.088	0.368						1.429	1.429
3	0.561	0.439	1.0	0.267	0.084	0.350						1.429	1.429

- 1) C ; 村入用および寛永以後設定された諸課役を除く納米。
  - 2) 田畑同石高、皆済米合計米1石になるように修正した場合の、田畑各々の皆済額。
  - 3) 「おたまき」筑波町史本の参照頁。
- \* ( ) 内は前後の関係から筆者が算出した数字。

幕末、一老農の税制分析

=米1石を前提としているので、この石代は同時にまた、雑穀米の米への換算率でもある。

さて、尉信の現状分析によると、畑方本年貢は、小田村などの段取村の場合には、畑高1石当り永170文(米0.170石)ないし永176文(米0.176石)程度であった(表2-2-1~5)。また厘取村は永163文(米0.163石)程度であり、段取村よりなお少額であった(表2-2-6)。これは、段取村では、雑穀米約2.9石で永1貫文(米1石)、厘取村では雑穀米約3.1石で永1貫文(米1石)の換算率(石代)に当る。

ところが、尉信の判断によれば、当時の畑方雑穀米の「平価」(市場価格)は、永1貫文で約1.2石(『おたまき』巻一、18)、またなかでも大豆や小豆は永1貫文で1石であった。したがって、現行

(単位:米…石)

D 総 皆 済			B/A		C/A		D/A		皆済バランス <sup>(2)</sup>		参照箇所 <sup>(3)</sup>
田	畑	合	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	
		0.5	0.5	0.2							1・65・77・80
			0.523	0.170							93・80・166
				0.176							73・79・101・109
			0.523	0.170							91~92
			0.523	0.175							126・153・170
				0.173							94
				0.163							73・126
			0.500	0.400							56
			0.500	0.200							19
			0.500	0.200							20~22
			0.500	0.200							25・26
			0.500	0.200							64
	0.098		0.522	0.163		0.171		0.226			126・153
0.436	0.127	0.563	(0.523)		0.658	0.175	0.775	0.291	0.727	0.273	170
			0.552	0.172		0.176					80
			0.522	0.169	0.671	0.176	(0.727	0.232)	(0.758	0.242)	91・92
				0.176		0.182					101
			(0.523)		0.647	0.182	(0.703	0.238)	(0.747	0.253)	101
0.421	0.110	0.531	0.523		0.659	0.183	0.732	0.260	0.738	0.262	171
0.402	0.103	0.505	(0.523)	0.172	0.674	0.179	0.705	0.241	0.745	0.255	94
			0.2			0.208					21
			0.5	0.201	0.644	0.209	(0.700	0.265)	(0.725	0.275)	60・61
			0.501	0.2	0.640	0.228	(0.696	0.284)	(0.710	0.290)	91・92
0.355	0.142	0.497	0.507	0.170	0.629	0.213	0.629	0.326	0.659	0.341	126・153
	0.116		0.5	0.175	0.581	0.182	0.581	0.232	0.715	0.285	101
			0.501	0.20	0.579	0.281	(0.635	0.337)	(0.653	0.347)	80
			0.513	0.169	0.61	0.244	(0.666	0.300)	(0.689	0.311)	81
0.357	0.143	0.5	0.5	0.2	0.65	0.26	(0.714	0.286)	(0.714	0.286)	14・15・16・26・28・29・
											30・65・77~80・155
0.384	0.120	0.504	0.5	0.2							107
0.191	0.210	0.401					0.714	0.286	0.714	0.286	30
0.401	0.126	0.526					0.714	0.286	0.714	0.286	66
0.381	0.119	0.5					0.679	0.272	0.714	0.286	66~68・77・171



の畑方永納額は不当に軽いものとなる訳である。そして、この不当に軽い畑方永納額は、当時の税制体系の中では、諸弊の元凶になっていると分析した。なぜならば、この軽い永納額こそが、寛永以来、地頭家計の不足を増大させ、新たな諸課役を生む原因となったと考えるからである。そして、この諸課役は、ただでさえ重い田方の負担をさらに高める一方、税制を複雑化し、村方・地頭双方の経費の増大をも招いたのである。「寛永以来行来り候雑石法のまゝ斂り候ゆへ不足有之、其不足を補ふ為に田畠の高一整に課役をかけ候之間、もとより重く<sup>イタ</sup>輸せる田をいよいよ重からしめ畠方はいよいよ軽からしめ候て不均を行ハレ候」（同上書、卷一、19）<sup>(47)</sup>、「不足は種々の課役をとりて足す、其繁雑多数の多き上下の冗費以知るへし」（同上書、卷六、80）と尉信は述べている。

それでは、尉信はどのような畑方石代を適正と考えていたのか。「おたまき」の中で最も物価の実勢に即応した石代としては、1.25石代の主張があり、「今の畠方は石二斗五升代にあらためて可然」（『おたまき』、卷六、74）と述べられている（表2-3）。しかし注目すべきことに、この1.25石代の主張は「おたまき」の中ではむしろ特例である。それに対して、尉信が多くの箇所では主張しているのは、実勢の半分の負担で済む2.5石代なのである。

この2.5石代は、関東筋で広く行なわれていたものであり、また尉信も、それが寛永以来幕領等で広く行なわれた石代、すなわち「本法」であると考えていた（『おたまき』卷一、14）。そして、どの村もこのような大勢に統一するべきであるということも、2.5石代を主張する尉信の論拠の一つではあった。しかし、尉信の2.5石代説の一層の特色は、この石代が「祖法」と称すべき税法に一致しているということを論拠にしている点である。この場合の「祖法」とは、弘仁（九世紀初）にまで遡る。その時代に、大陸の税法を脱し「稻の国」としての独自性を備えた税法が日本に成立する。これが「祖法」であり、そこでの納税法が、尉信が「不三得七」と呼んでいるものである。その納税法は、農人所有の耕地が田畑半々からなっている場合には、全部が田だけの場合の七割の本年貢を徴するというものである。例えば、田畑半々合計高1石の本年貢は田方は米0.25石、畑方は米0.1石で、合計米0.35石の如き納法（表2-1）である（『おたまき』卷一、12。卷六、77）。そして、このような田畑の負担割合の根拠は「水陸の年貢同じからず候は陸種はいやしく、水種は貴きゆへ=候」（同上書、卷一、11）「水田おもく陸田はかるく候、水田営作の単功四十人なれハ陸田営作の単功八十人のゆへ也」（同上書、卷十、155）とあるように、「本朝」では生活文化の中で米の評価が高いこと、また労働生産性の面からも水田が適していることをあげている。つまり「我神国は、もとより稻の国なれば、稻の年貢を唐の様に少くとりては上下俱に應せず」（同上書、卷六、77）との理由から田畑の2.5:1という負担比が主張されるのであり、これは必ずしも、物価実勢に即応せよという主張ではないのである。

注（47）同主旨の例、（『おたまき』卷五、61, 74。卷八、105）。

（48）前掲「地方凡例録」卷一下、p. 34。

### 幕末、一老農の税制分析

このように、尉信は、2.5石代、畑高1石当り永200文(米0.2石)の本年貢を基本と考え、それにすら達していない土浦領・小田の永納額を軽すぎるものと判断した。しかし、それでは2.5石代相当に改めれば、それで十分であると考えていたかという点必ずしもそうではない。例えば、尉信は畑方永納額を2.5石代相当として田畑合計の本年貢を算出し、それに慶長・元和以来かけられていた賦、すなわち軍糧米・代官給・延米・津出し米等を加徴した場合を試算しているが、その場合にも、蔵入米は田畑合計高1石当り米0.428石—0.436石程度であり(表2-4-1~3)、これだけでは「高のかぎり」の地頭取分の米0.45石に満たないのである(表2-4-4は小田村の場合についての同様な計算)。その結果として、やはり新たな諸課役を斂らなければ地頭家計は不足することになるのである。そして、この加徴や諸課役が、最終的には「高のかぎり」を越える収斂に結びついたり、また田畑の不平等の原因となるのである。このことを尉信は「下民に小を与へて大を取る」やり方(『おたまき』巻二、22)、あるいは「慶元より伝ひ来り候陰謀潜奪」(同上書、巻一、18)と表現し批判している。

ところで、当時の加徴方法は、尉信の批判を待つまでもなくきわめて複雑なものであった。小田などの例で考えれば、古くからの、軍糧米、代官給、延米、口米、永方軽目足し、津出し米があり(『おたまき』巻一、14-17。巻二、26。巻四、58。巻六、72、73。巻七、80-83)、また寛永以降に設けられた様々な諸課役が十七種にのぼり、さらに村方諸用途七種がそれに加わる(同上書、巻七、85)。軍糧米、代官給、口米、延口米等は田方にかかり、全体で本米の17.6%から23%程度が普通であった(同上書、巻二、21)。一方、諸課役・村入用は高掛りであり、諸課役が高1石当り永24~25文程度、村入用が永31~32文で合計永56文余りの加徴が行なわれた(同上書、巻七、85)。このような多種多様な加徴法を、尉信は「痴密」という言葉で表現し、また「今の法は大本を疎にし、行ふ所を密にし首尾本末顛倒、諸役人多候て冗費いよいよ募り斂に従って慊たらず、重斂の弊こゝに起り可申候」(同上書、巻一、14)ときわめて否定的にとらえていた。

また表2-5-1~10はすべて、当時実際に行なわれた徴税として尉信が例示したものを、田畑合高1石の形にモデル化した表である。この表によると、田方では、諸課役・村入用を別としても、軍糧米、代官給、口米等が賦課加徴され、その結果、表2-5-2、-4、-6~8、-10に見るように、田方本年貢の1.24倍~1.29倍程度を納めなければならない。これに対して畑方は、諸課役・村入用以外には、軽目足しの名目で、本年貢に1.04倍前後の加徴が掛けられるのみである(表2-5-1、-3~5、-8~10)。このように代方には軍糧米や代官給が加徴されていないことに対して、尉信は「御軍糧を(代方に)加徴せられず候ハ如何成る田官吏の意ニ候哉解し兼候……代方式石五斗代にあらため候てハ代方へも軍糧米を加徴可致候」(『おたまき』巻二、21)と疑問を示し、畑方へも田方同様に軍糧米や代官給を加徴することを主張している。表2-6-1、-4、-5は、この考えに基づいて畑方へも田方同様に軍糧米、代官給、口米を加徴した改良案である。

さて、それでは、これにさらに諸課役、村入用を加えた総皆済は、田畑それぞれどのような割合

で納めるべきであろうか。尉信は前述の「不三得七」の考え方、すなわち田畑の負担割合は2.5対1であるべきであるという信念に基づいて、総皆済も2.5対1の割合で田畑の間に割付けようとした。つまり表2-6-6に示したように田畑各々高0.5石に対して田方は米0.357石、畑方は米0.143石(永143文)を納め、合計で米0.5石を総皆済額とするのである。そしてこれが「不三得七」の「均輸」の割合であり、また「高のかぎり」の納税額でもある。さてこの田畑の皆済額は高1石当りに換算すると田方米0.714石、畑方米0.286石となる。ところが、表2-5はすべて尉信が例示した小田および常陸地方の村々の皆済実例をモデル化したものであるが、これ等の現実例では、田方の負担割合が比較的小さいものでも田対畑の負担割合は0.725対0.275である。またこれ等の皆済実例全体を平均すると約0.740対0.260の負担割合となっている。そしてこの現実とは、「均輸」の規準に比較すれば田方に過重、畑方にゆるい「片重片軽不均の法」(『おたまき』巻八、95)と尉信には考えられたのである。

この対策として試案されたのが、表2-6の諸例である。例えば表2-6-2は、軍糧米・代官給・延米・口米を田畑同率に掛け、その上さらに諸課役・村入用はすべて畑方に掛るとする修正案である。また表2-6-6は、畑方石代を2.5石代に変更し畑方本年貢を上げた上で田畑同率に軍糧米・代官給・口米等を加徴する例である。そしてこれらの表2-6の諸修正案の中には、田方の負担割合が「均輸」の場合より、さらに小さい例もあり、平均して田畑の負担割合は0.685対0.315程度となっている。

しかし、以上に見てきたように現行の諸加徴の各々の名目は生かし、その田畑への振分けを調節するだけでは、尉信が「手数料の事」と言っている「目の勘定」(『おたまき』巻二、20)を改めることにはならない。そこで、尉信は、この「目の勘定」を「賦」という名目の下に一元単純化することを考える。また、この主張の論拠を求めて、「(收穫の)米二石の内租米(本年貢)五斗輸しあまり一石五斗を我ものとするハ国恩なり、よってこれより十分一の賦を奉るの義」(同上書、巻一、15)というように、本年貢以外に賦を納税することの法源的な意味が考証される。この考えに従い、尉信が示した「均輸」のモデルが表2-6-6である。このモデルでは本年貢米0.35石、地頭蔵入分米0.455石、村入用を合計した総皆済米0.5石であり、どの段階でも田畑の負担割合は0.714対0.286となる。従って、この場合には、高1石当り、田は米0.714石を畑は米0.286石を皆済として納めればよく、「痴密」で経費がかかり、「陰謀潜奪」のおそれのある「目の勘定」は一切不必要になるというのである。

さて、以上のように田畑「均輸」の原則を立てることができたとしても、さらに一つの問題が残る。それは、それぞれの村により、その田畑石高の比率が異なるということから起生する問題である。例えば表2-7-1は、野口村という畑方石高が田方の三倍近くある畑がちの村のモデルであり、表2-7-2は田高の割合の大きい小田村の場合である。この両村に、高1石当り田方は米0.714石、畑

### 幕末、一老農の税制分析

方は米 0.286 石の「均輸」の皆済を課して比較してみると、田がちの小田村は「高のかぎり」の米 0.5 石を超過し、畑がちの野口村は「高のかぎり」の八割にしかならない。この違いに対して、「高のかぎり」を越えた小田村に関しては、田畑の負担割合はそのままにして、本年貢を田畑とも同率で引下げ皆済は「高のかぎり」を限度とすべきだとしている（表 2-7-3）。他方、軽い皆済となる野口村に関しては、「(軽くなる分は) 郷中の用途 = 当へし、但知行渡には此損益を法以糺し、宛行方不均なき様に念入へし」（『おたまき』巻二、30）と述べており、不足分を徴税することは考えていない。

この尉信の考えによれば、石高当りの地頭の蔵入の上限は、その石高の構成が田畑半々と仮定した時の納米額となるのである。また、この根拠は、地頭の家計分限はもともと「知行割渡」の際に（米 0.35 石 + 永 100 文）× 知行石高という規模、すなわち高 1 石当り米 0.45 石（村入用を合せれば、米 0.5 石）にあらかじめ想定されていたという考証によっている。そして、この田畑半々と仮定した時の皆済額を「田畑相当の高のかぎり」として、どの村の場合にも適用できる法則的な皆済の上限規準としているのである。

### (八)

以上、非常に煩瑣なることを顧みず、長島尉信による税制分析を整理し、また諸弊に対する尉信の修正案「百姓繩」に関する考察を試みた。尉信の論点は要するに、(1) 既存の石高と田畑の実勢の乖離による不均を正すこと。(2) 雑穀価格の上昇により余裕の生まれていた畑方と、田方との負担割合を再検討し、畑方取永を増大させること。またそれにより、田方の減税を計ること。(3) 複雑痴密な税制を改め上下の冗費を除くこと、の三点に集約できよう。そして、このことにより過重な田畑の税賦は全体として引下げるとともに、「利アル田畑ヲ撰ミ買占め」ている「富人」と「富人の捨タル瘦田を耕勞シテ功ナクイヨイヨ究シ」ている「貧者」の不均（『おたまき』別録、170）を除くことを考えている。<sup>(49)</sup>

ところで、これ等の主張は、水戸藩天保改革の思想の背景となった水戸学の農政論と多くの共通点を分け持っている。例えば藤田幽谷の『勸農或問』は時弊を五大弊として整理指摘し、その根治策を論じているが、その中でも中心的な課題である「兼併の弊」に関して次のように述べている。

「富者は名は持分の高少くして、其土地の取實は多く賦役輕し、貧者は名は持分の高多くして、実は其土地少く賦役は重し」<sup>(50)</sup>。幽谷も貧富の間に反畝不均が起きていることを農村荒廃の最も大きな原因として挙げているのである。

注 (49) 長島尉信の農政論の特質を、このようなものとして整理した論文として、既に齊藤茂、「幕末期村落指導者の農政思想—長島尉信の場合—」、『地方史研究』、1979。がある。本稿は、多くの点で齊藤論文を参考としている。

(50) 藤田幽谷「勸農或問」上、『日本經濟大典』三二卷、p. 222。

しかし、それでは何故に不均の田畑の所有が発生したのかという点に考察が進むと、幽谷と尉信はその視角をやや異にする。幽谷は「豪傑世に出で検地と云ふことを為し……其瘠腴に隨て上中下の位を分ち、広狭によりて幾石幾斗の数を定めしかば豪民独り利を占むること能はず、貧弱独り苦むことなし<sup>(51)</sup>」と述べ、近世史の出発点を適正な検地が行なわれたことに置く。その上で「兼併の弊」の原因を「田地の売買百姓の自由にさする故、此弊おこりたるなり<sup>(52)</sup>」と考えているのである。したがって幽谷においては、近世史のその後の展開過程においてこのような形での商品経済を許容したことこそが根本問題なのである。

尉信の場合にも、本稿で述べたように検地後二百年間に発生した、石高と所持田畑の不平不均ということは重大問題の一つではあった。またその問題解決のためにこそ尉信の農政研究は始められたのだとも言える。事実、彼の農政研究は、文政四年の村内の経界問題に際して、寛文検地帳の田畑と文政四年の田畑を一筆ごとにつき合せ、その間の変化を調べることから始った、という点が指摘されている<sup>(53)</sup>。しかし、彼は、その後の精力的な調査と分析を通じて、単に寛文以後の変化の究明のみにとどまらず、寛文以前に行なわれた検地そのものの問題点に目を向け、次第に彼の研究の重点をそちらへ移動させて行った<sup>(54)</sup>。

このような、近世成り期検地そのものを問題とする尉信の視角は、謀らずも石高制に対する根本的問直しを含む可能性があったのではないだろうか。本稿で考察した彼の税制分析も、最後まで石高制の形式を離れずに不平不均を除くことを計りながらも、二つの点において、石高制の変質に帰結する要素を含んでいる。

言うまでもなく、石高制は土地生産力を石高として把握するところに、その本質がある。また水戸藩天保検地等の幕末の藩政改革に際しての検地の施行者も土地生産力の再把握を目的としていたと言える。そしてまた尉信の税制論にも標語としては「人力をはかり土の宜に任せ、土の有する所に従て輕重あらしめざれば農をやぶることいづこも相同じ<sup>(55)</sup>」という「任土」の主張は確にある。しかしこの標語とは裏腹に、尉信の税制論は、実は土地生産力や収益性をきわめて固定的に規定するところに成立している。例えば、本稿で考察した「石盛相当」の考え方は、村々の土地生産力にかかわらず、その村の面積のみを規準として、村高の上限を一律に固定化するものであり、また上・中・下田の土地生産力差も極めて小さく考え、収益を広さのみに還元して行く方向である。また「田畑相当」の考え方は、村々による田畑構成比の相違による有利・不利を認識しながらも、田畑

注 (51) 同上書, p. 223.

(52) 同上書, p. 222.

(53) 前掲の齊藤論文では「郁子園雜記 三」(内閣文庫蔵)により、その間の事情を指摘している。

(54) 文禄・慶長の検地帳だけでも、常州の一千村以上の村のものを分析たと自称している。「四十六より田法不明を憤り、彼に探り此に索め……当国諸郡文禄・慶長の検地帳を見る事殆一千餘村を視るに……」(「不三得七」巻二、『日本經濟大典四一』, p. 297)。

(55) 前掲「負喧談巻下」, p. 578.

半々の場合の皆済額に各村の上限皆済額を固定化しようというものである。勿論、単なる定免制ならば、石高制の下で広く行なわれていたものであるが、この二つの主張「石盛相当」と「田畑相当」は広さのみを規準とする全領の一律上限設定の主張であり、石高制の核心部分の変質につながるものと言えよう。

第二の特質は、尉信のきわめて特異な石盛観である。尉信は〔収穫米2石—高1石—本年貢0.5石—皆済米0.714石〕という基準に即して、税制を分析している。実はこの基準は、近世の田制書、地方書の中では珍しいものであった。尉信が、『おたまき』<sup>(56)</sup>の中で言及している地方書『田制考証』<sup>(56)</sup>、『田園類説』<sup>(57)</sup>、『地方凡例録』<sup>(57)</sup>、『勸農固本録』<sup>(57)</sup>、『民間省要』<sup>(57)</sup>等でも、このような石盛の定義は行っていない。また、尉信と面識も<sup>(58)</sup>あり水戸学農政論の一方の指導的論者でもあった小宮山昌秀の『農政座右』も尉信の石盛の定義とは異なっている。これ等の地方・農政書は、いずれも収穫米1石—高1石—公納米0.5石を基準とするいわゆる「五公五民」の石盛定義を行っている。つまり尉信は、石高に対する収穫を類書の倍に見積っているのである。そして、収穫の実勢は経済史・農業史の諸研究が示すごとく、むしろ尉信の見積りに近いものであった。

尉信の前には、近世初頭の石盛決定の時に想定された収穫に倍する土地生産力が現実として横たわっていた。ただその現実には多くの地方書にとっては語られることのない密教であった。この生産力の現実に石高制の形式の中で、密教ではなく頭教の地位を与え、かつ貢租絶対額に変動を及ぼさな租税の理論化、ここに彼の牽強附会の謗をも招きかねない努力の一中心があったと考えてもよい。本稿に見たような毛見法合毛額を強引に2.5倍に読み変えた例なども、その矛盾のあらわれと言ってよいだろう。そしてさらに、この理論の正統制を求めて「不三得七」などの古代税制に彼の研究は遡って行ったと考えられるのである。

(経済学部助手)

注 (56) 「おたまき」 卷三, p. 41 にて言及。

(57) 「おたまき」 卷十, p. 148 にて言及。

(58) 「おたまき」 卷三, p. 42 には小宮山昌秀より慶長の検地人について、また卷四, p. 47 には同人より元和頃の加増額について聞いたことが書かれている。